

大磯町の観光キャラクターの使用に関する要綱

平成24年6月14日

大磯町告示第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大磯町の観光キャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 使用の対象となるキャラクターのデザインは、大磯町の観光キャラクターの制定に関する告示（平成26年大磯町告示第133号。以下「告示」という。）によるものとする。

(使用の許可申請等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する場合を除き、大磯町の観光キャラクター使用許可申請書（第1号様式）により町長に申請しなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき。

ア 国又は地方公共団体がその業務に関して使用するとき。

イ 学校等の教育機関がその業務に関して使用するとき。

ウ 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

エ その他町長が許可を要しないと認めたとき。

(2) キャラクターのデザインを変更せずに使用するとき。

2 キャラクターを使用しようとする者は、前項各号のいずれにも該当する場合においては、事前に大磯町の観光キャラクター使用届出書（第2号様式）により町長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、販売を目的とする物件に係るものにあつては、3年ごとに更新するものとする。

4 第2項の規定は、届け出た内容を変更する場合について準用する。この場合において、前項の規定による更新は、当該変更の届出があつたときになされたものとみなす。

(使用の許可等)

第4条 町長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、大磯町の観光キャラクター使用許可通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条第1項の申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、大磯町の観光キャラクター使用不許可通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(1) 大磯町（以下「町」という。）の観光振興、啓発及び宣伝に資するものでないと認められるとき。

(2) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (7) その他許可することが不適當であると町長が認めたとき。

(使用の許可の期間)

第5条 前条第1項の規定による使用の許可の期間は、3年を超えることができないものとする。

(遵守事項)

第6条 第4条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「許可使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 町が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) キャラクターの使用に際しては、物件に次に掲げる表示をすること。

ア 次の表の左欄に掲げるデザインの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる著作権記号

告示第3項第1号及び同項第2号アからウまでに規定するデザイン	©2011 OISOMACHI
告示第3項第2号エからノまでに規定するデザイン	©2014 OISOMACHI

イ 当該物件に係る許可番号

- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を使用前に町長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難な物件については、その形状のわかる写真等をもって代えることができる。
 - (5) キャラクターを使用した商品を販売する場合にあつては、年度ごとに大磯町の観光キャラクター使用商品等販売状況報告書（第5号様式）を町長に提出すること。
 - (6) キャラクターに関する商標権、意匠権その他の知的財産権を取得しないこと。
- 2 第3条第2項の規定による届出をしてキャラクターを使用する者（以下「届出使用者」という。）は、前項各号に掲げる事項（前項第3号イを除く。ただし、届出使用者が町の場合については、前項第3号アに規定する著作権記号についても除くことができるものとする。）を遵守しなければならない。

(許可内容の変更又は使用の中止)

第7条 許可使用者は、許可された内容を変更し、又は使用を中止しようとするときは、大磯町の観光キャラクター使用変更（中止）許可申請書（第6号様式）により町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、内容を審査し、適當と認めたときは、大磯町の観光キャラクター使用変更（中止）許可通知書（第7号様式）により、不適當

と認めたときは、大磯町の観光キャラクター使用変更（中止）不許可通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（違反等に対する取扱い）

第8条 町長は、許可使用者が許可された内容に違反していると認められるときは、大磯町の観光キャラクター使用許可取消通知書（第8号様式）により当該許可を取り消すことができる。

2 町長は、次に掲げる者に対し、キャラクターの使用の停止及び使用に係る物件の回収を求めることができる。

- (1) 前項の規定により許可を取り消された許可使用者
 - (2) 第4条第2項各号に該当し、又は第6条第2項の規定に違反していると認められる届出使用者
 - (3) この要綱に規定する手続を経ることなくキャラクターを無断使用している者
- （町の責任）

第9条 町は、次に掲げる場合において、一切の責任を負わないものとする。

- (1) キャラクターを使用しようとする者が第4条第2項の規定により不許可とされたことにより損害を被ったとき。
- (2) キャラクターを使用した者が当該使用により損害を被ったとき。
- (3) キャラクターを使用した者が当該使用により第三者に損害を与えたとき。
- (4) キャラクターを使用した者が前条第1項の規定により許可の取消しを受け、又は同条第2項の規定によるキャラクターの使用の停止及び使用に係る物件の回収に応じたことにより損害を被ったとき。

（使用料）

第10条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年10月20日大磯町告示第145号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日大磯町告示第166号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和8年9月1日大磯町告示第100号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

大磯町の観光キャラクター使用許可申請書

年 月 日

大磯町長 殿

申請者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

〔法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地〕
を記入してください。〕

大磯町の観光キャラクターを使用したいので、次のとおり申請します。

使用目的	
使用方法	使用箇所、使用規格等を記入してください。なお、商品の場合は、販売価格、製造予定数、販売場所、販売先等を記入してください。
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
特記事項	
連絡責任者	担当者名： 所 属： 電話番号： 電子メール：
添付書類	☐ 申請者の概要及び事業内容がわかる資料 ☐ 使用する際の企画書、物件の設計図等 ☐ 製造又は販売に係る保健所の営業許可証の写し、製造又は販売する店舗一覧等（食品の場合に限る。） ☐ その他町長が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

大磯町の観光キャラクター使用届出書

年 月 日

大磯町長 殿

申請者 住 所

氏 名

⑨

電話番号

〔法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地〕
を記入してください。

大磯町の観光キャラクターを使用したいので、次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	☐ 新規 ☐ 更新 ☐ 変更
使 用 目 的	
使 用 方 法	使用箇所、使用規格等を記入してください。なお、商品の場合は、販売価格、製造予定数、販売場所、販売先等を記入してください。
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
特 記 事 項	
連絡責任者	担 当 者 名 : 所 属 : 電 話 番 号 : 電子メール :
添 付 書 類	☐ 申請者の概要及び事業内容がわかる資料 ☐ 使用する際の企画書、物件の設計図等 ☐ 製造又は販売に係る保健所の営業許可証の写し、製造又は販売する店舗一覧等（食品の場合に限る。） ☐ その他町長が必要と認める書類

第3号様式（第4条関係）

大磯町の観光キャラクター使用許可通知書

年 月 日

様

大磯町長

印

年 月 日付けで申請のありました大磯町の観光キャラクターの使用について、次のとおり許可します。

許可番号	
使用目的	
著作権記号	
使用方法	大磯町の観光キャラクター使用許可申請書に記載のとおり
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
特記事項	

【留意事項】

- 次に掲げる事項を遵守すること。
 - 使用の許可を受けた目的及び用途のみに使用すること。
 - 町が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
 - キャラクターの使用に際しては、物件に次に掲げる表示をすること。
 - 上記記載の著作権記号
 - 当該物件に係る許可番号
 - 当該使用に係る物件の完成見本を使用前に町長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難な物件については、その形状のわかる写真等をもって代えることができる。
 - キャラクターを使用した商品を販売する場合にあっては、年度ごとに大磯町の観光キャラクター使用商品等販売状況報告書（第5号様式）を町長に提出すること。
 - キャラクターに関する商標権、意匠権その他の知的財産権を取得しないこと。
- 許可した内容を変更し、又は使用を中止するときは、町長に申請すること。
- 許可された内容に違反していると認められるときは、当該許可を取り消すことがある。

第4号様式（第4条関係）

大磯町の観光キャラクター使用不許可通知書

年 月 日

様

大磯町長



年 月 日付で申請のありました大磯町の観光キャラクターの使用については、次の理由により許可できません。

理 由	
-----	--

第5号様式（第6条関係）

大磯町の観光キャラクター使用商品等販売状況報告書

年 月 日

大磯町長 殿

申請者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

〔法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地
を記入してください。〕

大磯町の観光キャラクター使用商品等の販売状況を次のとおり報告します。

許 可 番 号	
使 用 目 的	
使 用 方 法	大磯町の観光キャラクター使用許可申請書に記載のとおり
販 売 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
販 売 総 額	円
販 売 総 数	
販 売 場 所	
備 考	

※ 年度ごとの状況を取りまとめ、年度又は販売期間の終了後、速やかに報告すること。

第6号様式（第7条関係）

大磯町の観光キャラクター使用変更（中止）許可申請書

年 月 日

大磯町長 殿

申請者 住 所

氏 名

⑨

電話番号

〔法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地〕
を記入してください。

年 月 日付けで許可を受けた大磯町の観光キャラクターの使用について、
次のとおり変更（中止）したいので、申請します。

申請の区分	☐ 変更 ☐ 中止	
許可番号		
変更する 項目及び内容	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
添付書類	☐ 変更内容が確認できる資料等	
中止年月日	年 月 日	
中止の理由		

第7号様式（第7条関係）

大磯町の観光キャラクター使用変更（中止）許可通知書

年 月 日

大磯町長 殿

申請者 住 所

氏 名

⑨

電話番号

〔法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地〕
を記入してください。

年 月 日付けで申請のあった大磯町の観光キャラクターの使用の変更（中止）について、次のとおり許可します。

許可の区分	☐ 変更 ☐ 中止
許可番号	
変更後の 項目及び内容	
変更年月日	年 月 日
変更の理由	
中止年月日	年 月 日
中止の理由	

第8号様式（第8条関係）

大磯町の観光キャラクター使用許可取消通知書

年 月 日

様

大磯町長



年 月 日付け許可番号 において、大磯町の観光キャラクターの使用を許可しましたが、次の理由により許可を取り消します。

理 由	
-----	--